

地域活性化策に関する政府の取組について

平成18年11月22日

地域活性化策の推進に関する検討チーム

1 基本的な考え方

我が国の持続的発展を図る上では、国の活力の源泉である地域の活力の向上が不可欠である。地域の活力向上のためには、やる気のある地域が、それぞれ独自の取組、プロジェクトを推進することにより、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わる必要がある。

これまでも、地域の独自の取組、プロジェクトを支援するため、都市再生、中心市街地活性化、構造改革特区、地域再生をはじめとした取組を政府としても推進してきたところである。

こうした個々の取組を通じ、知恵と工夫を有し、地域の活性化に前向きに取り組む多くの地域の活動が実現してきている。

一方で、地域によっては様々な地域独自の資源や取組への意欲を有しながら情報やノウハウの不足、地域活性化を支えるべき担い手の不在、資金不足による担い手の活動の制約などの理由から、地域における取組が十分な成果を得られていないケースも多く見られる。

今後、我が国の地域活性化をさらに推進するためには、従来からの取組をさらに発展・継続させるとともに、国と地方の双方向の連携を通じた意欲ある地域への情報やノウハウの提供、地域活性化を支える様々な担い手の育成・支援、地場産品の活用や地域ブランドの育成等を通じた地域の産業の発展といった分野での取組を強化していくことが求められる。

さらに、こうした取組を政府が一体となって推進し、多くの意欲ある地域における活性化に向けた独自の取組やプロジェクトを具体的、実質的に進展させることにより、個々の地域の活力向上と個性ある発展を図り、もって我が国全体の活力向上と発展をめざすものである。

2 地域活性化に係る施策の概括

地域活性化に向けた取組を後押しする施策については、現在進めている施策や今回関係省庁から寄せられた施策の全体を通じて、共通する5つの視点でとらえることができる。

今後とも施策の実施状況を踏まえ、これら5つの視点を踏まえた施策の充実強化を図るとともに、地域活性化に自ら積極的に取り組む地域にとって使いやすい施策メニューとなるよう、施策の体系化に向けた検討を行っていく。

地域の知恵を引き出し、活かす

地域の活性化においては、あらかじめ用意された施策を多くの地域で一律的に行うのではなく、それぞれの地域において、地域の抱える課題や地域の有する資源、地域の目指すべき方向・ビジョンに応じて、最も効果的な方法で戦略的に具体的取組が展開されることが望まれる。そのためには、地域独自の取組を可能とするための区域を限った各種制度の特例措置、地域住民等からの提案による規制の変更等により地域が既存の制約から極力自由な立場で取り組むことを可能とするなど、民間、公共を含め、地域の側からの知恵と工夫を引き出しその実現を後押しする視点から施策を展開することが重要である。

(施策例)

- ・改正中活法に基づき、地域ぐるみの意欲ある取組を重点的に支援（中心市街地活性化本部事務局）
- ・地域の創意工夫による実践的な都市再生活動の支援とともに、都市再生特別措置法に基づく民間都市開発事業への支援、まちづくり交付金による全国各地域におけるにぎわいの創出を推進（都市再生本部事務局、国土交通省）
- ・地域活性化、規制改革の二大目的の実現に向けた構造改革特区の推進と制度見直し（構造改革特区推進室）
- ・計画的な担い手づくり・雇用創出を省庁等の連携によって後押しする「地域の雇用再生プログラム（仮称）」の創設など地域再生施策の充実（地域再生推進室）
- ・地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税による支援を行う「頑張る地方応援プログラム」を実施（総務省）

- ・地域の提案を踏まえ、分野横断的な課題について、ICTを利用・活用した解決を目指す先進的・実用的なモデルづくりを推進・支援（総務省）
- ・日本政策投資銀行のアドバイス・審査・投融資機能を活用し、地域におけるPFI事業や、公営事業の民間化を推進（財務省、内閣府）
- ・市町村、地域の経済団体等からなる協議会が提案した雇用創出に係る事業の中から、雇用創造効果が高いものを選抜し、当該協議会に委託（厚生労働省）
- ・「立ち上がる農山漁村」の取組等を通じた先駆的な事例の情報発信（農林水産省）
- ・地域の特性・創意工夫を生かした商店街の振興（経済産業省）
- ・地域産業の活性化を図るため、地域の創意工夫に基づく企業立地促進等への支援等を推進（経済産業省）
- ・民間プロジェクト中心（民主導）の地域戦略プロジェクトに対する総合的な支援制度の創設（国土交通省）
- ・自治体、事業者、地域住民が一体となって行う都市・地域における総合交通戦略の推進、地域公共交通の活性化・再生のための総合的支援の推進（国土交通省）

地域の担い手・人づくりを進める

地域活性化への取組においては、それぞれの地域において「何を」行うべきか、ということに加えて、「誰が、どのように」行うかということがその成否の大きな要因であり、まちづくりをはじめとして地域活性化に関連する多様な分野において知識とノウハウを有する住民等の地縁組織、NPO、大学、地方公共団体等の組織や、老若男女を問わず個人も含めた様々な「担い手・人材」を育成・支援していくことが必要である。このため、担い手相互間、担い手と支援者の間のネットワークの整備等の「担い手・人材」の育成・支援のための方策の充実や官と民の新たなパートナーシップの確立などを通じて様々な「担い手・人材」が効果的に地域での活動に取り組むことが出来る環境を整備する視点から施策を展開することが重要である。

（施策例）

- ・大学と地域が連携した地域活性化を推進するため「地域の知の拠点再生プログラム」や大学地域連携まちづくりネットワークを充実（都市再生本部事務局、地域再生推進室、文部科学省等）
- ・担い手の連携強化や裾野の拡大等に向けたまちづくり担い手に対する各省庁が連携した支援方策の充実（都市再生本部事務局等）
- ・地域活性化のための事業を行う事業者ははじめ様々な「担い手」の資金供給を充実さ

- せるため、地域の金融機能の高度化を推進（財務省）。また、地域活性化の担い手として個人の起業・再起業等を支援するための金融環境を整備（経済産業省）
- ・人材育成等を通じた地域活性化に向け、地域に根ざした学習、スポーツ、文化活動や体験活動等の多様な取組や、大学・専門高校等における特色ある取組への支援（文部科学省）
- ・地域産業の活性化を担う人材育成を産学連携で進めるため、大学・高等専門学校・専門高校等と地域産業等との連携による中小企業等のものづくり人材の育成、製造中核人材の育成等を推進（文部科学省、経済産業省）
- ・農業、林業、漁業における意欲と能力のある担い手の育成・確保のための取組を重点的に実施（農林水産省）
- ・観光地域プロデューサーなど観光地づくりを担う人材や、不動産投資市場の活性化を担う人材など地域の再生等の活動を先導する担い手の育成（国土交通省）
- ・まちづくりファンドによる地域の担い手への支援や地域の事業に環境面から後押しするコミュニティ・ファンドへの支援（国土交通省、環境省）

地域固有の有形無形の資源を活かす

地域活性化が、それぞれの地域において効果的に行われるためには、それぞれの地域が固有に有する歴史・文化・伝統・技術・自然・景観・大学・特産品などの地域資源を最大限活用することが必要である。このため、地場産品の活用や地域ブランドの育成等を通じた地域の産業の発展、イノベーションの強化、自然や景観を活かした地域づくりなどの地域の様々な資源を活用する視点から施策を展開することが重要である。

（施策例）

- ・地域の特色ある文化の振興・発信や伝統文化の保存・活用の推進（文部科学省）
- ・地域経済・社会の活性化を目指した産学官連携の促進や産業クラスター・知的クラスター等による地域イノベーションの強化（内閣府、文部科学省、経済産業省等）
- ・バイオマスの利活用の促進、地産地消の推進等を通じた地域の活性化（農林水産省）
- ・地域の技術、農水産品、観光資源などを活かした事業展開を支援する「中小企業地域資源活用プログラム」の創設や、モノ作り中小企業の技術力強化などによる地域中小企業の活性化（経済産業省）
- ・地域の観光資源を活用し、観光・集客サービスの競争力を強化するなどの取組を支援（経済産業省）
- ・景観法、歴史的風土を活かしたまちづくりのマニュアル作成、日本風景街道（シーニック・バイウェイ）等による自然・歴史・文化等の地域資源を活かす美しい地域づくりの推進（国土交通省）

国際交流・地域間交流を促す

地域内での取組のみならず、地域の外との交流が地域活性化につながる面もある。また、地域活性化がそれぞれの地域における単発的な取組に終わることなく、地域を越えた広がり発展につながることで我が国全体の活性化にとって重要である。このため、都市と農山漁村の交流促進、海外からの誘客を含めた観光振興、対日投資促進など、特に地方において、様々な地域がそれぞれ、国内の他の地域、さらには海外と人・物・^{カネ}金・情報といった広い分野で交流を深める環境を整備する視点から施策を展開することが重要である。

(施策例)

- ・移住・交流希望者の多様なニーズに的確に対応するため、地方における移住・交流の受け入れを推進（総務省）
- ・地域の自然環境や文化を活かしたエコツーリズムやグリーンツーリズム、団塊世代の農山漁村への定住等を通じた都市と農山漁村の共生・対流の促進（環境省、農林水産省）
- ・地域の特長を活かした外国企業誘致に向けた地方の取組支援や、自治体首長によるトップセールス等を通じた投資先としての我が国地方の魅力発信（経済産業省）
- ・魅力ある観光地・観光産業の創出、外国人観光客の訪日促進による観光立国の推進（国土交通省）
- ・観光地へのアクセス強化や地域間交流・連携の強化のため、羽田空港再拡張事業等による地方空港の利便性向上や関連道路の整備を促進（国土交通省）
- ・U・Iターン等の推進や二地域居住等の促進（国土交通省）
- ・都市住民等のNPO活動、ボランティア活動への参加に対し総合的支援を行う里地里山・里親プランの推進（環境省）

地域の持続的・自立的発展のための条件を整える

地域活性化が一時的な取組に終わらず、地域が将来にわたって持続的・自立的に発展し、その活力を向上させていくためには、それぞれの地域が少子・高齢社会の到来を迎えるなかで、将来を展望した戦略的なビジョンを有し、そのビジョンの実現に向けたハード・ソフト両面からの取組を推進していくことが必要である。このため、それぞれの地域が構築した将来ビジョンの実現に向けて施策を戦略的に展開することが重要である。

(施策例)

- ・地域の自主性、裁量性を高めた地域再生基盤強化交付金の活用（地域再生推進室）
- ・有線・無線を問わず幅広い施設・設備の整備を対象として支援を行う「地域情報通信基盤整備推進事業」により、地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を推進（総務省）
- ・地域再生計画に基づく事業及びその他地方自治体が策定した事業等、地域の中核業種として発展が期待される事業等に対する金融面での支援（財務省）
- ・農山漁村の生産基盤と生活環境の一体的、総合的な整備、資源保全と質的向上の推進（農林水産省）
- ・道の駅、スマートI.C.、有料道路における料金割引実験、地域のアジア・ゲートウェイ機能を高める交通基盤の整備などによる地域活性化の支援（国土交通省）

3 地域活性化の成功事例に係る情報提供

地域活性化の取組は、その担い手が地域の状況や課題について明確な問題認識を持ち、課題解決を図る上で有効と考えられる各種施策を自ら選択し、組み合わせることで活用することにより、はじめて具体的・実質的な取組となる。

これまでの成功事例の多くにおいては、個々の支援策をうまく組み合わせ、活用し、地域の知恵と工夫を現実のものとしている。

このため、特に先進的な取組を取り出し、地域活性化施策を具体的に「どのように」活用して展開させたか、さらに、これらの施策を「どのように」組み合わせさせたか、全国各地の地域活性化の担い手が十分に参考となるよう、代表的な取組について、成功までのプロセスと成功に向けたポイントを国としても地域に対して今後情報発信していくこととする。こうした情報については、順次整理し、後述するインターネットを活用した情報提供を行っていく。

4 地域活性化の今後の取組の姿

今後の地域活性化策においては、地域の取組が、一層「具体的」かつ「実質的」な動きとなって展開していくことが重要である。

このような観点から、これまでの取組に加え、省庁等が連携し、職員が自ら地域に出向くとともに、専門家を積極的に地域に派遣し、地域活性化に向けた課題等について、これまでの個々の支援策を通じたノウハ

ウを活用して個別の地域に対する出張相談を行い、取組を具体的かつ実質的なものへと後押しする。

さらに、多くの地域の活性化に対するニーズに迅速かつ適切に対応するため、省庁等のみならず民間も含めた相談員のネットワーク形成と相談員を活用した出前相談会の開催、インターネットを活用し、地域に使い勝手の良い情報提供システムの整備や、中央官庁及び地方支分部局において地域活性化に関する相談窓口のワンストップ化の推進等を段階的に実施する。

加えて、地域活性化の基礎をなす地域の担い手（自治会・企業・大学・NPO・行政等）が参加・協働し、地域の発展や課題解決に取り組む新たなネットワークの構築に向けて、地域活性化担当大臣、副大臣の指示の下、これら地域の担い手と地方公共団体との連携手法の充実、担い手に対する省庁連携による支援など、法的枠組みの整備も視野に、省庁連携によるプログラムの策定に向けた検討を行う。